

平成29年度第1回壬生町総合教育会議 会議録

日 時 平成30年1月30日（火）
午後3時00分から
場 所 役場 ひばり館C会議室

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 協議事項

放課後の子どもの居場所づくりについて

(1) 教育委員会の今後の取り組みについて（学校教育課・生涯学習課）

- ・壬生町学校規模適正化等第一次基本方針
- ・放課後子ども教室
- ・小規模特認校制度

(2) 壬生町の放課後児童健全育成事業に係る放課後児童クラブの現状と課題（こども未来課）

(3) 学校運営協議会・小規模特認校・放課後子ども教室・放課後児童クラブ行程表（案）について

4. その他

5. 閉 会

<出席者>

小菅町長、櫻井副町長、田村教育長、藍田教育委員、池教育委員、大久保教育委員、本島教育委員、山重教育次長、落合総務部長、渡辺学校教育課長、尾花生涯学習課長、大橋こども未来課長、手塚学校教育係長、渡邊社会教育係長、高山子育て支援係長、黒須庶務係長、内藤主任

<取材>

井上記者（下野新聞社）

山重次長： こんにちは。本日進行を務めます教育次長の山重と申します。会議に先立ちまして、本日の会議終了を4時ごろと考えておりますのでご協力よろしくお願ひいたします。また、本日は報道機関として下野新聞社が入りますのでご案内いたします。

それではただいまから、平成29年度第1回壬生町総合教育会議を開催いたします。まず、はじめに出席者のご案内をさせていただきます。

小菅町長、田村教育長、池委員、藍田委員、本島委員、大久保委員、町部局の方から、櫻井副町長、落合総務部長、渡辺学校教育課長、手塚学校教育係長、尾花生涯学習課長、渡邊社会教育係長、大橋こども未来課長、高山子育て支援係長、書記として黒須庶務係長、内藤主任、以上でございます。

それでははじめに小菅町長よりご挨拶を申し上げます。

小菅町長： 皆さんこんにちは。委員の皆様には第1回の総合教育会議ということで本日お集まりいただき、協議事項をご用意した中で進めさせていただきます。

委員の皆様には壬生町の教育に対してしっかりとご尽力をいただいております、町自体も右肩上がりでも発展し、またこれからもさらに発展していけるのも、委員の皆様の平日頃の努力が教育の現場で子どもたちにしっかりと根強く届いているからであると思っております。これからの壬生町をさらに発展させていくということで考えておりますので、そのためにも協議内容に挙げさせていただいているテーマ「放課後の子どもの居場所づくり」ということで協議のほどよろしくお願ひしたいと思います。社会が変わり働くお母さんが増え、いかに安心感を持った環境で子を生み育ててもらおうかというところが社会の大きなテーマとなっており、また我々が挑戦していかないといけない分野だと考えておりますので、皆様の高いご見識の中で実りある会議ができればと思っております。よろしくお願ひしまして以上をあいさつに代えさせていただきます。

山重次長： ありがとうございます。それでは、会議に入らせていただきますが会議の進行は運営要綱第5条によりまして町長が議長となりますので進行をお願ひしたいと思います。本会議については原則公開のうえ議事録も作成いたしますので挙手のうえご発言をお願ひいたします。それでは町長よろしくお願ひいたします。

小菅町長： それでは会議を始めさせていただきます。「放課後の子どもの居

場所づくり」ということで、協議をしてみたいと思います。まずは、各担当から説明をさせましてその後ご質疑、ご質問等をいただいて会議を進めていきたいと思っております。ではお願いします。

渡辺課長： それでは放課後の子どもの居場所づくりにおける教育委員会での取り組みについて説明させていただきます。

まずは、資料1ページの壬生町学校規模適正化等第一次基本方針についてです。この基本方針では児童数の減少により存続が不安視されております過小規模校につきまして児童数の増加を図るため、児童や保護者が通いたい、通わせたいと思える魅力あふれる教育活動の展開に合わせ学童保育や放課後子ども教室を開設し放課後の子どもの居場所確保するよう取り組んでいくこととしております。なお、壬生町学校規模適正化等第一次基本方針については、現在複式学級となっている羽生田小学校と藤井小学校の児童数を増加させるための具体的で有効な取り組みに関する町教育委員会からの諮問に対し、学識経験者、学校関係者、保護者の代表、地域の代表などの16名で組織された壬生町学校規模適正化等審議会による合計3回の審議を経て提出されました第1次答申をもとに、答申についての地元説明会も実施のうえ作成しております。

羽生田小は魅力あふれる教育活動に合わせ学童保育、放課後子ども教室により放課後の子どもの居場所を確保するとともに、平成31年度から小規模特認校制度を導入し多くの児童が通学できるようにするという方針を定めております。

また藤井小についても、児童や保護者が通いたい、通わせたいと思える魅力あふれる教育活動を展開し学童保育、放課後子ども教室により放課後の子どもの居場所を確保することで、共通学区からの通学者を増やすということで方針を定めております。

小菅町長： ただいま、担当から第一次基本方針について説明がございましたが委員の皆様からご意見、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

池委員： 壬生町学校規模適正化ということで長年懸案でありました小規模校に対する具体案が示されたことは本当に喜ばしいことだと思っております。これをさらに推し進めていくためにも町からのバックアップが不可欠だと思いますしお力添えをいただければ羽生田や藤井の地域にとっても、喜ばしいことだと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

小菅町長： ありがとうございます。その他、なにか意見はございますか。

藍田委員： 学校規模適正化等審議会は学識経験者や地元の方などで組織されその中で出てきた答申をもとに作成された基本方針ですので羽生田と藤井の例について具体的に書かれていると思います。このように具体的に出てきた方針は大変貴重だと思いますし、これをしっかり実行していくことが大きな課題ではないかと思えます。

小菅町長： ありがとうございます。方針の中で放課後子ども教室という言葉が出てきておりますが、それについてさらに担当課より説明をもらい意見交換をしていきたいな思えます。

尾花課長： それでは、放課後子ども教室について説明させていただきます。資料は 2P～4P になります。放課後子ども教室事業の主な趣旨、内容についてご説明させていただきます。

現在少子高齢化、共働き家庭の増加が進んでいる中、特に人口減少が進む地域において学校の統廃合の可能性のある小規模校を対象としまして小規模校ならではの特色を生かした魅力のある学校づくりによって学区からの児童の流出を防ぎ、共通学区からの児童の受け入れを増やすような学校づくりとなるよう、地域の方と一体となり学習、スポーツ、伝統文化活動等、地域住民との交流機会を提供するなど様々なサポートを通し放課後の子どもの居場所を確保することで子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進し、また魅力ある学校づくりとしていくために本事業を実施いたします。

実施要綱については平成30年4月1日からの適用を予定し進めております。今後の主なスケジュールといたしまして、1月29日に持ち回りによる庁議を経て町部局の承認が得られましたので、2月の教育委員会定例会にて付議のうえ、4月1日から適用開始という流れで考えております。早速4月には運営委員会の設置をし、コーディネーターさん等の配置や運営について準備を行い5月からスタートさせていきたいと考えております。

まず平成30年度に藤井小学校が対象ということで始めてまいります。なお、実施にあたりましては学童保育とは性質が異なるものになりますので土曜、日曜、夏冬等の長期休業中は開講せず、平日も放課後18時までを基本とします。資料の3Pになりますが、運営委員会、スタッフ等の構成・役割について説明させてい

ただいております。また、資料の 4P になりますが、現在学童保育のない藤井小学校の活動イメージを参考として載せさせていただきました。まだ確定はしておりませんがこのような形で実施していければと考えています。また、学童がすでに開設されている学校については、藤井小と状況が異なるので週、月何回開講するのかという回数について検討してまいりたいと思います。以上概略の説明になります。

小菅町長： 放課後子ども教室についての説明でございました。
続きまして資料 5P～7P の小規模特認校について担当者からの説明を求めます。

手塚係長： 小規模特認校制度について説明させていただきます。

資料の 5P をご覧ください。

児童数が減少し、地域コミュニティの拠点としての学校の存続が不安視されている羽生田小の児童を増加させるため、壬生町学校規模等審議会の第一次答申に基づき、羽生田小学校に通学区域外の児童が就学することを認める小規模特認校制度を導入いたします。

羽生田小学校は、現在児童数が 29 人となっていることから、町内全域から通学が可能となる小規模特認校制度を導入し、児童数の増加を図ってまいります。

要綱の制定についてですが、「壬生町立小学校小規模特認校制度に関する要綱」の制定に伴いまして、「壬生町立小・中学校通学区域に関する規程」の一部改正を行います。本件につきまして、町部局においては 1 月 29 日に持ち回り庁議により承認を得ており、2 月に告示をし、平成 30 年 4 月 1 日から施行いたします。今後のスケジュールについてですが、2 月に要綱等の告示をし、6 月ごろには小規模特認校制度のパンフレット等を作成し配布したいと思っております。8 月ごろに、羽生田小学校を会場にして行うことになるかと思いますが、小規模特認校に関する説明会を実施したいと考えております。9 月から募集を開始して 12 月には入学者について決定したいと思っております。そして平成 31 年 4 月 1 日から羽生田小学校で小規模特認校を開始する予定でございます。続きまして 6P をご覧ください。

小規模特認校制度の説明資料となっております。少人数での教育の良さを生かし、一人ひとりの児童に目の行き届いた教育や個に応じた指導、体験的な学習活動等を通して、生きる力や豊かな人間性を培いたいという保護者の希望に対して、壬生町にある現住

所のまま所定の条件のもと小規模特認校として指定された羽生田小学校に入学・転学できる制度となっております。

入学、転学の条件としましては、小規模特認校の教育活動に賛同していただくこと、通学については保護者の送迎が基本となり登下校の安全については保護者が責任を持つこと、PTA 活動の理解と協力をしていただくこととなっております。入学・転学の時期としましては原則毎年4月1日とし、在学期間は卒業までとします。児童数については小規模の良さを生かすということで、各学年20名程度、総児童数で120名程度を予定しております。もちろん地元の児童を優先といたしますが、兄弟姉妹がすでに小規模特認校制度を利用している場合についても優先して入学させようと考えております。また、中学校への進学については、居住地の中学校か特認校地区の中学校かを選択することができます。また、私立や県立、国立中学校への進学も可能となっております。続きまして7Pの両面印刷の資料ですが、先進地の宇都宮市の城山西小学校のパンフレットを参考に付けてございますのでご覧になってください。

小規模特認校制度についての説明は以上となります。

小菅町長： 今担当より説明がありましたが、羽生田小、藤井小どちらも少人数であることをマイナスととらえずプラス思考で新しい取り組みに挑戦していこうという説明でありましたが、委員の皆様から何かご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

池委員： 小規模特認校の制度がスタートするということが大変喜ばしいことだと思っております。この制度をスタートさせるにあたって今後のスケジュールで6月にパンフレット等の作成配布とありますが、ただパンフレットを配布するだけではなかなか周知できないかと思っておりますので壬生の広報紙を活用して住民に周知していただくような方法をとっていただけたらよろしいかなと思います。

小菅町長： 池委員より広報の仕方をどう考えているのかといった質問がありましたが、担当で何か考えがあればお願いします。

手塚係長： 広報につきましては、広報みぶや、町HPにも掲載を考えております。

小菅町長： その他には特色ある広報の仕方として今のところ考えているもの

はありますか。

手塚係長： 兄弟姉妹がいる方で特認校に入ろうと考える方もいるかと思うので町内の全学校にもパンフレットを配布したいと考えております。また、幼稚園保育園についても配布したいと考えております。

小菅町長： ありがとうございます。校長会での周知というのものもあるかと思えますので教育長から一言お願いいたします。

田村教育長： 校長会でも説明をしまして、各学校の全校児童生徒に通知を持たせることで町内の全児童生徒及び保護者に周知するという事でお願ひしました。医療機関などにも（ポスターなど）貼っていただくといいかなと思います。そんな形で周知徹底を図っていければなと思っております。

小菅町長： 教育長から提案も含めた話がありましたが、ご意見等ある方はいらっしゃいますか。

大久保委員： 放課後子ども教室について運営委員会を立ち上げてから活動内容などを検討していくかと思うのですが、運営委員会の立ち上げが4月で間に合うのでしょうか。5月には藤井小で始まるので早急にやらないといけないのではないかと思います。またもう1点、運営委員会で大人目線から活動内容を考えるだけではなく、子どもたちにもどういったことがやりたいかアンケートをとるなどすれば子どもにとって魅力のある楽しい活動ができるのではないかと思います。できるだけ運営委員会の設立を早めてそういったところにも取り組んでいただきたいと思ひます。

尾花課長： 委員さんからの質問に対して答えになるかどうかわかりませんが、運営委員さんの任命ですとか年度予算が絡むのでこういったスケジュールになっているのですが、すでに去年のうちから学校長はじめいろいろな方にお骨折りいただき水面下でどんどん動いているという状況です。コーディネーターさんや推進員さんも着々と集まっているという状況で、3月中までにある程度の計画を練り4月早々に運営委員会を開いてどんどん進めていければと思っております。

小菅町長： よろしいでしょうか。先日、藤井の地域の方と会う機会がありましたが、「私もなにかあれば行きますから」と言ってくさるく

らい地元も非常に期待をしておりますし、かなり（放課後子ども教室事業が）浸透してきていると思います。町もそれに甘えるのではなく、さらに藤井地区、羽生田地区が盛り上がるように努力をしてほしいと思います。

藍田委員： 先ほど小規模特認校の PR の話がありましたけれども、地元の羽生田の方や羽生田小に通う方たちにも十分に説明をしなければいけないと思います。学校区外から通学してくる人が出てくるということになるので、保護者同士も児童同士も地元とうまくやれるように、よく地元にも説明してほしいと思います。

小菅町長： 予想される心配事ということで貴重なご意見をいただきましたが、他市町ですでに小規模特認校を実施しているところでうまくいかなかったという事例は聞いていますか。

渡辺課長： 羽生田小において平成30年度より校長や地元の方、PTA の代表などにより組織した学校運営協議会、コミュニティスクールの制度を導入し、それを活用しながら小規模特認校に対する地元等の理解が得られるよう進めてまいりたいと思っております。

小菅町長： 各委員さんからも話がありましたが、小規模特認校についてどの程度正確に正式に告知をしていけるかといったところが大きな作業課題になると思います。それがうまく伝われば、「わが子も小規模特認校で学ばせたい」と思う方もこの4万町民の中にはたくさんいると思いますし、学区というしほりを越えてまで羽生田の特色ある教育がわが子には合っていると思う保護者も出てくると思うので子どもたちの意見なども吸い上げながら壬生町らしさを生かした小規模特認校、放課後子ども教室にしていければと思います。まずは広報に力を入れ、地域の特徴などを踏まえ適切な方法で広めていけるよう学校任せではなく工夫を重ね、「広報紙に載せたから大丈夫」というのではなく担当者が感じていることを発信するのに新たな広報の仕方はないかというのを常に考えながら進めていってほしいです。こういった事業は、最初のスタートが肝心なのでその勢いが先生方のやる気にもつながっていくように担当でしっかり努力をしてほしいなと思います。

本島委員： 町長さんが言われましたとおり、壬生町ならではの特色ある魅力づくりと書いてありますが、具体的なキャッチコピーがあると良

いのではないかと思います。たとえば、この学校では「数学を得意にさせる」とか「社会性を重視したサポートづくりをしたい」とか大きな目標を掲げてあげるとその学校に通わせたいと思う具体的な動機になるのではないかと思いますので、一つなり二つなりメインテーマを挙げていただきそれを具体的に表示した中でカリキュラムを組んでいただけるとより特徴的な学校づくりができるのではないかと思います。

小菅町長： 「うちの子を通わせたい」と思うようなわかりやすいキャッチコピーがあった方が良いのではないかとのご意見でしたが担当課としてはどうですか。

手塚係長： まだ具体的にはありませんが学校とも協議をし、良いものが出てくればそれを掲げていきたいと思えます。

小菅町長： これからやろうとしていることは民間的なことだと思います。たとえばハガキひとつ出すにしても会議ひとつ開くにしても本島委員の言うように、民間では「こういうことをやるぞ」というキャッチコピーを打ち出して人をひきつけたりその気にさせたりするわけです。公務員という枠にははまりながらも民間でやっているような営業の努力に倣い新たな取り組みを進めていってください。

それでは（１）の教育委員会の今後の取り組みということで学校教育課及び生涯学習課から３本説明があり、これらについて質疑等をいただきましたがおおよそ意見も出尽くしたところですので、以上のような案でご承認いただけますでしょうか。（承認）

続きまして、（２）壬生町の放課後児童健全育成事業にかかる放課後児童クラブの現状と課題について、こども未来課より説明を行いその後ご意見等いただければと思います。

大橋課長 では説明させていただきます。資料の 8P になります。

1 としまして、放課後児童健全育成事業、こちらは通称学童保育と言われているものになりますが、保護者が日中に家庭にいない小学校の児童に対し授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図る事業であります。町では児童福祉法に基づき制定している壬生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例とい

うものがありまして、学童保育の質を確保するための条例となっております。その中では、平日ですと午後3時から6時までの3時間以上、1年で250日以上の開所ということで土曜日や春休み、夏休み等の長期休業も開けること、また専用区画の面積が児童一人あたり1.65㎡以上、支援員の数が支援の単位ごとに2人以上、一の支援の単位の構成が40人以下（児童数）ということで定められております。

2に放課後児童クラブの一覧がありますが、昨年10月現在で10個のクラブがあり左側が学校内にある公設民営（町が余裕教室などを活用し設置し運営は保護者が行うもの）のクラブで括弧書きの中が条例で定める正式名称となっております。安塚小については余裕教室から出まして校庭の隅に専用施設を作り今年度よりそこで実施している状況です。右側が、社会福祉法人が運営する民設民営のクラブになります。28年度の会員数が291名で30年度の入会申込者が475名ということで、増加の傾向にあります。壬生小のベリーキッズクラブでは定員が60名となっておりますが、専用区画面積が基準を超えているので新たな保育室を建設する方向で動いております。

3、運営方法についてですが4月1日時点で各クラブと委託契約を締結し委託料を年に3、4回に分けて支払います。例を挙げますと、児童数30人で48万円です。そしてクラブ側は保護者から保育料をだいたいどこも月8千円くらいですが徴収します。10個のクラブのうち保育料が7千円というところが1つ、8千5百円というところが1つあります。そのほかに、延長料金、夏休み期間の追加料金（例5千円）、入会金（例2～3千円）などがあります。町から各クラブに支払われる委託料については、国・県・町で1/3ずつ負担しており指導員の人件費に充てていただいております。保護者から集める保育料についてはおやつ代などに充ててもらっております。

続いて9P、課題ですが、公設民営の学校内運営のクラブは保護者会運営のためその年度の役員さんの負担感が大きいというところがあります。また、全小学校にクラブが設置されていないということもあります。現在稲葉小では余裕教室を改装し30年度から学童保育をスタートさせる方向で動いておりますので、残りは藤井小と羽生田小となります。また、3点目として学校と児童

クラブの連携が希薄であるといったことも課題としてあります。続きまして5としまして、今後のスケジュールについてです。30年度4月に稲葉小の南校舎の余裕教室を使って児童クラブを開設し運営を始めます。また睦小学校にて既存の児童クラブと隣接している教室を一部あけてもらい学童保育室を整備する工事を現在行っており、こちらも4月から定員を増やすということで考えております。そして国からの交付決定によってなので時期はまだはっきりしませんが30年度内に壬生小の児童クラブ用の専用施設を校庭に2階建てで建設する予定です。そして31年度にはこちらの専用施設で児童クラブをスタートさせたいと考えております。

説明は以上になります。

小菅町長： 課長から説明がありましたが、私が気になったところとして、放課後児童健全育成事業と学童保育という言葉の2つが出てきましたがこちらはどちらを使っていけばいいのでしょうか。

大橋課長： 放課後児童健全育成事業というのは児童福祉法でいうところの正式名称にあたりまして、通常保護者が使う言葉としては学童保育というのが一般的ではないかと思えます。

小菅町長： 行政の悪いところで、住民としては「先ほど出てきた放課後子ども教室とは何が違うのだ」と疑問に思ってしまうようなややこしい事業名が何かと多いと思えます。今後、(こども未来課が)教育委員会と一緒にあって、この子育て支援というものをいかに統一的により効果ある形で実施していくべきかという点も踏まえてご意見をいただければと思えます。

池委員： 今の説明の中で学校と児童クラブの関係性が希薄であるという課題が出ておりましたけれども、学童保育を立ち上げる時に縦割り行政の弊害で教育委員会と当時こども未来課にあたる課との調整が難航しました。保護者たちの希望で学童保育を何とか開設してほしいと思っても学童「保育」となると所管が福祉部局の方になってしまい当時町内で最初に学童保育を立ち上げたどんぐり児童クラブなんかは大変苦勞し、県と掛け合っただけで何とか開設に

こぎつけたという経緯がございますので、教育委員会と子ども未来課の垣根を取っ払って「子どもたちのためにどうしたらよいか」を中心に組織として考えていってほしいと思います。学校にいる子どもたちのことは学校教育課で大方を把握しているところだと思いますので、(対応部署を)一本化していただければと思います。そうでなければ、学童保育事業の中で子どもたちが夏休み中に活動していることが教育委員会とはかかわりがないということになってしまいます。本来であれば(学校の)子どものことは学校が把握していなければいけないわけなのに、縦割り制によりそれができなくなっているということが起きてしまっています。ぜひ、これを機に一本化できるところは一本化し物事がスムーズに進むような方向へと持って行っていただきたいと思います。さらにもう1点ございます。睦小学校で学童保育が増設されるということであれはうれしいことだと思っておりますが、六美北部の区画整理も進んでおり将来的に児童数が増加し学童保育もさらに需要が増えるということも考えられるので先を見越して計画をしてほしいと思います。今増設するというのであれば、さらにその先を見越して考えていただけたらと思います。虹の杜ができたときに安塚小で児童が増え教室を増設することになり、さらに学童保育の施設も建設されることになり、すべて後手になってしまっていたので、先手を打って施設を建てる計画を進めるようにすれば若い世代も区画整理されたところに定住するなど一石二鳥になるのではないかと思います。ぜひ、今の計画に加え次の施設を建てる計画も立てていただけたらなと思います。

小菅町長： 大変貴重な意見ありがとうございます。池委員から、これまでの縦割り行政の弊害についてご指摘いただきましたが、現在は子ども未来課も教育委員会も努力をし、ずいぶん昔と変わってきていると思います。担当側で昔と違って今はこんなことが変わってきたというような事例がありましたら紹介をお願いします。

大橋課長： 先ほどの池委員より話が出ました睦小の学童保育室増設については、教育委員会を通して学校長にお願いをし、私どもと学校教育課長、係長を含めて改めて学校にお願いに上がって実際に教室を確認しながら進めて、結果うまくまとまったという経過がございます。

ます。

小菅町長： 今はこども未来課も学校に足を向け、努力しているということで、垣根を越え双方（こども未来課と教育委員会）が連携することでより効果が上がるよう今後も努力してほしいと思います。また、二点目として六美北部の区画整理に関して、現在あと1つ大きなハードルを越えれば実現できるというところにきており、そういった町の計画に対し学童についてはどう考えているかというご指摘でしたが担当課としてどうですか。

大橋課長： 先ほどお話した教育委員会と睦小の現場を見に行った際に、専用施設を作るとしたら校庭のこのあたりが適当ではないか等の話はいたしました。

小菅町長： 池委員からのご意見は、この大きな区画整理事業に合わせ家を引っ越してまでこの地区の学童にうちの子どもを預けたいという人が増えるような魅力を持った学童を作るべきではないか、そこまで見通して計画を考えるべきではないかということであると思います。

手塚係長： 睦小学校については、区画整理の影響で児童数が増え空き教室自体がなくなってくることが懸念されるため、別途学童の専用施設を建設してもらうことが望ましいと考えております。

小菅町長： これも縦割りの弊害かもしれませんが、六美北部の区画整理事業がどのあたりまで進捗しているのか他課が把握できていないということがあります。日々状況が変化しているというところもあるので、情報共有をしながら連携をしながら進めていければと思います。

女性の社会進出が進み子どもをどこに預けるかに主眼を置いて居住先を選ぶようになってくると思うので、そのあたりも念頭に置きゴールや目標をしっかりと見据えよりよい学童を作り上げていく必要があると思いますので、内部でも副町長、教育長を中心に話をコーディネートし進めてまいりたいと思います。

藍田委員： 私は小規模校の羽生田小と藤井小を取り上げて考えてみようと思うのですが、学校規模適正化等審議会の第一次答申の説明会の議事録を読ませていただきかなり切実な内容が含まれていると感じたところです。保護者が小規模校に子どもを通わせず外に出してしまう、その大きな理由に学童保育がないことが挙げられていたと思います。稲葉小では来年度より開設されますが、この2校についてはまだ学童保育がありません。小規模校は地域の核、そして防災の拠点でもあり、なくしてはならないものと思いますので学童保育を導入し夫婦ともに安心して仕事ができる環境を整備していかないといけないと思います。児童が多いところはどんどん開設されていきますが小規模校にも目を向ける必要があると感じます。

小菅町長： 小規模校のある地域にも親が就労しやすい環境を、ということのご意見でしたが、次のテーマである各校の行程表の説明を経て協議をしたいと思います。その他ご意見ありますか。

本島委員： うち（歯科医院）の衛生士が今学童の会計を担当していて、扱っている金額が100万単位だそうで、「もしこのお金を紛失してしまうようなことがあったら夜逃げしなくてはいけない」と言っておりました。働くために子どもを預けているのに、そういった大金を扱いながら仕事をしていくことは大きな負担であると。行政側には、運営の仕方など委託という方法も含め考えていただきたいところです。そのあたりは今後いかがでしょうか。

小菅町長： こども未来課長からご説明をお願いします。

大橋課長： 全クラブの関係者を集めて年に2～3回会議を行っており、その中で会計や会長の負担が大きいという話が出ておりますので、来年からとは言い難いところもあるのですができるだけ早急に保護者から公的団体への運営委託を行っていきたいと考えております。

高山係長： 稲葉小学校で4月から学童が始まるのですがそちらは保護者運営ではなく社会福祉の団体に委託して運営をいたします。他クラブ

につきましても随時委託方式に変えていきたいと思いをします。

本島委員： できるだけ早急にお願いできればと思います。

小菅町長： 非常に貴重な意見をいただきました。
学童がスタートする際、「保護者も関わるからどうか学童を作ってほしい」ということで始まりました。今、時代が大きく様変わりし共働きが主流になってきたことを受けて保護者に負担をかけない運営の仕方ということで行政サイドも副町長を中心に担当課と議論を重ねているところでもあります。その先陣が稲葉小ということでチャレンジ的にスタートします。これがうまく軌道に乗れば他のクラブにも波及させ保護者の負担感がない学童を構築していけるということで、現在担当課を中心に努力をしているところですのでご理解いただければと思います。

大久保委員：保護者の中には、平日は子どもが帰宅する時間まで仕事をするというパートタイム制で働いている人もおり、平常時は学童を利用しないが夏休みなどの長期休業中には利用したい等のニーズがありますが、通年会員でないと長期休業中は利用できないという話も聞いています。そこもなんとかならないかと思うのですがいかがですか。

小菅町長： 今のようなご意見は、議会の中でも一般質問等で議員さんから質問がでていくことでもあります。それほど保護者さんからの需要が大きいのだろうと思います。働く会社に迷惑をかけられなかったり、自分の身分を守るためであったり、夏休みだからといって子育てに専念できない事情があるかと思っています。これについてこども未来課としてはどうですか。

高山係長： 去年、今年4月から学童に入会を希望する方の申込みを受け付けましたが、かなり人数が多く通常の会員だけでもいっぱいになってしまい長期休業中にだけ預けたいという方を受け入れる余裕がなくなっていました。どこか糸口を見つけて解消していきたいと思いをします。

小菅町長： そういった長期休業中に利用したいといった場合、どこか1つの場所に集めた方が効率的なのか、それとも各地域にばらけた方が良いのですか。

高山係長： 正規会員だけで今の学童はいっぱいなので、今の学童で受け入れるのは難しいと思います。

大橋課長： 壬生北小や稲葉小など人数が少ないところでは季節会員も受け入れができる場合がありますが、それ以外の小学校では手一杯な状況なので受け入れるのは厳しいと思います。

小菅町長： 長期休業中に別の場所で開設するような新しい仕組みも必要になってくるのかもしれませんが、働くお母さん方が目を血走らせながら預ける先を探す現状をふまえ、行政としても新たなサービスを提供していかなければならないと思います。このあたりについては研究検討をさせていただき無駄がなく効率的な形で実施していければと思います。

それでは（2）の放課後児童健全育成事業にかかる放課後児童クラブの現状と課題については以上のような内容でよろしいでしょうか。

それでは（3）学校運営協議会・小規模特認校・放課後子ども教室・放課後児童クラブ行程表（案）について資料10Pを使って説明をお願いしたいと思います。

山重次長： それでは説明させていただきます。

学校運営協議会・小規模特認校・放課後子ども教室・放課後児童クラブの行程表になります。これは先ほどの説明に基づき学校ごとの年度別スケジュールの案を一覧にまとめたものでございます。藤井小学校は学校の希望によりまして学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールを平成30年度から設置いたします。本協議会におきまして学校の運営方針の決定を行ったり、学校や地域の課題を共有し一体となって支援や問題解決について協議したりといったことを通して児童の健全育成に取り組みます。放課後子ども教室のことや小規模校の問題について地域と一体となって話し合いを続けていく予定でございます。放課後子ども教

室を平成30年度に開始し学校の魅了づくりにつなげていきたいと思ひます。学童保育につきましては実施に向けての検討、調整の段階でして実施年度については記入してごさいませぬ。つづいて羽生田小学校は学校の希望によりまして平成30年度から学校運営協議会を設置して協議会の中でも小規模特認校の具体的な取り組みを地域の方と協議していく予定となっております。放課後子ども教室は藤井小学校の取り組みをモデルといたしまして、小規模特認校を開始する平成31年度から実施する予定となっております。学童保育につきましてはやはり実施に向けての検討、調整段階でして実施年度については記入してごさいませぬ。稲葉小学校は現在教室を改修中でありまして学童保育の運営を社会福祉関係の団体に委託し平成30年度から新規に開設する予定です。壬生小学校は学童保育の施設を学校敷地内に整備をしまして平成31年度から使用を開始したいと考えております。睦小学校につきましては現在教室を改修中のごさいまして学童保育室を1つ増やしまして30年度からの使用を予定しております。校舎外の学童保育施設の建築につきましては検討段階となりますので年度の記載はごさいませぬ。なお、平成30年度の学校規模適正化等審議会では将来の児童数の推移、施設の老朽化、ならびに小中一貫教育の重要性に鑑みた将来の学校配置の在り方についてご審議いただく予定となっております。その後方針等が出ましたら住民への説明を行っていききたいと思ひます。以上のごさいますが担当課より補足がごさいましたらお願いいたします。

手塚係長： 学校運営協議会についてですか、こちらに記載されていない他5校につきましても順次導入していききたいと考えております。

小菅町長： 藍田委員より、藤井と羽生田には早く学童を作ってあげなくてはならないのではないかという意見もごさいましたが、手順なども踏まえ担当課より提示させていただいた案がこちらになりますのでご意見等お願いしたいと思ひます。

池委員： 行程表が示されたことで将来に希望が持てたかなという風に思ひます。睦小が増えるという見込みがありながら、行程表では検討ということになっていきますのでできれば平成31年度には別棟

が建設され32年度にはさらにもう1棟というくらいのスピード感があると良いのかなと思います。今後検討いただければと思います。

小菅町長： これについてはもう一度よく検討調整していただければと思います。その他いかがでしょうか。

藍田委員： やはり羽生田小、藤井小のことになるのですが、学童保育について検討・調整となっておりますが具体的な見通しが立っていません。児童数減少の原因の一つに学童保育がないことというのが挙がっているので、早めに両校において学童保育ができるような方向に持って行ってほしいと思います。児童減少に伴う問題はどんどん増えてくると思うので早めに手を打つ必要があると思います。暴論かもしれませんが平成30年度に教室を改築し、31年度からは学童を始めるということはできないでしょうか。そうお願いしたいと思います。

大橋課長： この件については学校教育課より両校長先生に学童をやるとしたらどの場所が適当か再三あたっていただいて、ある程度目星は付けられた状況です。整備するのにあたり補助金を使う関係で、県との調整がスムーズに進めば来年補正予算等で教室の改修等を実施できるのではないかと思います。難点としては運営方法についてで、10名ちょっとの保護者に会計やれ会長やれとは言えないので、今考えている公的団体が小規模校も受けてくれるように調整しつつ対応していければと考えております。

小菅町長： 委員さんからの意見としてはしっかり計画に落とし込むべきではないかということであり、担当課でもそのあたりは努力をしているところですが、なにぶんお金が絡む話なので予算や補助金の関係、また運営の問題もあります。運営については稲葉小がうまくいくことで道が開けるとい希望もありますが、計画として落とし込むことは現時点ではまだ難しいでしょうか。

高山係長： 県への協議やこども子育て支援計画への記載等がありますので現段階でこの行程表への記載は厳しいかと思われます。

小菅町長： 計画として確定したものが出てくればその時点で行程表に記載をし、皆様にご承認をいただいでいくということになるかと思ひます。

池委員から六美北部の区画整理事業の話が出ましたが、下稲葉の圃場整理というもう一つ大きな事業がひかえております。国道の反対側あたりに80所帯程度の住宅地を作るということで計画しています。仮にそこに子どもたちが住むとなると、学校はどこになりますか。

手塚係長： 壬生小になります。

小菅町長： コープの反対側の雇用促進住宅も新しい企業さんが落札され入居の手続きに入っているということで、あちらも80所帯ほどあり、年々人口増が見込めるといった状況であります。そういったことも踏まえ、放課後の子どもの居場所づくりも含めた子どもたちの教育環境の整備も進めていければと思ひます。委員の皆様におかれましても、こういった場でご意見等どんどん出していただきよりよい子育て環境を整備していけるよう進めていければと思ひます。

その他の事項とありますが、何かございますか。

教育次長： その他ということで、今回の会議の要綱がありましてその裏面を見ていただくと平成27-28の全国の総合教育会議の内容につきまして取りまとめたものが記載されております。重点的に講じるべき施策についての協議・調整としてこんなものがテーマとして挙がっているというのが出ておりますので次回以降の参考にしていただければと思ひます。

小菅町長： ありがとうございます。その他、ここで発言しておきたいことなどがある方はいらっしゃいますか。

大久保委員： 羽生田地域は人口が減っていますが、住宅地などはできないのでしょうか。

小菅町長： できません、と言ひますのも六美の区画整理をやるだけでもこん

なに大変なのかと思うほどでして、やはり羽生田あたりですと農地法の制限がございましてかなりハードルが高いのが現実で、なんとかしますと簡単に言えないくらいの難しさがあります。内部で話していますのは、引きこもりやいじめなど様々な教育問題がある時代ですので、小規模校で先生方の温かい目の中で子どもを育てたいと考える保護者は必ずいると思いますし、そういった特色に惹かれて入学するお子さんを増やしていくことが重要なのではないかということです。また、教育長はICT活用による魅力づくりについても考えているようなのでそのあたりについても少しお話しいただけますか。

田村教育長 ICT を使った教育や新学習指導要領に盛り込まれているプログラミング教育などを研究校ということで小さい学校から始めてみて先進的にやっていければよいと思います。小さいからこそ目の行き届いた教育を子どもたちが受けられ、また財政負担も少なく始められるという良さもあります。小規模校でうまくいけば全体に広げていくという方向で進めていければと思います。

小菅町長： 稲葉に住宅地を作るというのも圃場整備と掛け合わせて何とか実施できそうというところでして、すでに圃場整備が終わっている羽生田では住宅地の整備はかなり難しいところであります。その他の大字の農振地域でも、どうやって農村部に住んでもらうかという課題が出てきています。農村部では超高齢化が進み、自治会の運営も危うい状態ですので、若い世代が移り住んでくれるような魅力ある地域をいかにして作るかという部分で知恵を絞るところだと思っています。こういった消滅自治体ならぬ消滅自治会の問題は壬生町だけではなく全国的な課題です。そんな中で壬生町は、他の合併した市と違い4万という人口を抱え、担当も努力し行政と地域、教育分野では教育委員の皆さんと連携して新しい発想を取り入れ実行していく力があります。思っていたけどやらなかったのではなく、思っていたことを実行に移せるかどうか消滅する自治体になるか否かのカギになると思います。

ファナック関連で例を挙げると、本社のある忍野村では社員がみな隣の富士吉田市に住んでしまうということがありましたが、忍野村で教育施設や教育内容などを充実させたことで社員が忍野村

に家を建てるようになり村でありながら人口が増えているという状況になっています。これはわが壬生町でも起こりうることであり、これに倣ってやっていきたいと思うところでもあります。忍野村は教育が良いから社員の流出を防げたと聞いておりますので、教育委員の皆様方の力をお借りして定住者獲得の根幹に教育を据え、壬生町だからこそこういった環境で教育を受けられるというのをしっかり表に出していくことで、他の自治体にはない魅力を十分出せると思います。職員もひと汗もふた汗もかくつもりでありますので、連携をとりながら進めていければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、終了時間も過ぎましたので以上をもちまして本日の総合教育会議については閉会したいと思います。

山重次長： それでは閉会にあたりまして、教育委員会を代表しまして教育長より感想等いただければと思います。

田村教育長： 本日は関係各課、そして町長司会のもと今後の教育行政について忌憚のないご意見を頂戴しまして素晴らしい内容が決定したことを大変うれしく思います。

学校運営協議会が町内の二校で来年度から新たにスタートするという、放課後子ども教室についても来年度に藤井小学校、再来年度に羽生田小学校でスタートするという、ともに本町始まって以来のシステムになります。さらには稲葉小学校の学童が来年度からスタートし、壬生小学校では来年度に学童保育施設の別棟を建設し、31年度から別棟の使用開始ということで大きな事業が決定されることとなりました。また、藤井小、羽生田小の学童保育と睦小学校の別棟建設については今後できるだけ早い時期に実施すべきとの貴重なご意見も頂戴しました。これも皆様のご協力のおかげということで感謝しております。これからも子どもたちに、保護者に、地域住民に、喜んでいただけるような教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので今後ともご協力よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

山重次長： それではこれをもちまして、平成29年度第1回目総合教育会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。